

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648</a>

施設者と連絡会議

佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤  
(45.4.17)  
米北一

4月16日 3:30 本館 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

本館より 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

Task group の 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

SOTA 佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤  
佐藤 校岡 佐藤 佐藤 校岡 佐藤

(大河原君) 学位より一歩進んでこれ以外に同じ法  
 有らばそれと同等法が認めらる。

(施設科) 概算図表、施設次表、  
 本邦連邦院の必要に及ぶ学務  
 部長の地位が加わること。

2. Special Task group 会議の進行  
 (千葉課長)  
 東京に相当するものと現地の状況が  
 一致している。(⇒会議は事務局  
 での進行がよい(先例あり))  
 具体的には最初は問題の整理が必要  
 土地、学務、裁判権、基地周辺整備  
 の問題が中心に来る。

⇒整理の段階で必要と思われる現地  
 に下げる中、進んで段階は異なる

神龍に施設科のCPを7822に1/1  
 12/17付。重要なのは施設

区域の画定があること。地  
 区は3区に分けられて SA (X=1) =

9201 考案中  
 12/11に東京でこの案の解決の結論を求めた  
 3 復興準備に必要となる解決の原則  
 (千葉課長)  
 復興準備の経過は12/7に SA6 日  
 に共同合意を成し、その後定期的な討議  
 による。外表の解決は2回以内、  
 SA6 日以前に神龍に討議の日付を  
 定めておく。  
 復興準備の原則を共同討  
 議で採択する。(内容の説明あり)

復興準備の  
 一利格差  
 調整  
 神龍  
 長官  
 討議  
 実施

従って5月(月)の5日 問題点を洗い出し  
整理して 米側の同意を取り付ける事は

並行して進めてゆくし、現地で処理すべき  
事はどくどく処理(てらう)。

以上の如く申すに現地と有機的に関連  
を取り進めてゆく。

対米交渉交渉の進捗については  
外務省では早急の下で回件協力に

作業を行ってゆくに依り、協定交渉  
は十分かかるから、来年初の通常  
半年は)

回会に於いて 89年度(4M.5.6月)の  
に協定を締結するに3ヶ月-1に  
はるかとすべし。

米側が二つ協定を上院に提出する  
という事不明である。

4. 施政権返還前、事務問題

(7月)の1の問題については事務的折衝のみでは整理

て政治的交渉を打たなければならない。  
沖縄は米政府、913の仕事が終わるまで

で沖縄事務所、施政方針を定めて  
おこなうことになる旨述べた。

(施政方針)は

Special Task Groupの 後継として  
関係中の地位協定部会が関係する

き部門があり 同部会が有利条件  
がないのではないかと発言があり、

博識-博長が 部会は即会として関係する

9教育の改革があると思趣旨のことで述べた。

施設等) 移設問題前問題として

(1) ① 移設前の施設、及提案に基づき原状

回復の問題。(8.90%が解決) ②

土地の境界の問題。(是れは214) がある。

地主連合会からの提議書は11月9日提出された(211)。

- ① 軍用地の移設方法
- ② 賃借料の適正評価
- ③ 軍用地の解放に伴う復元補償

- ④ 基地公室の対策
- ⑤ 国家公務員法に於て強制接收した土地の元所有者の返還について。

- ⑥ 土地所有権喪失者、及び補償
  - ⑦ 軍用地の解放に伴う損失補償
  - ⑧ 基地返付金
  - ⑨ 防衛施設等)の移設口から
- 以上である。

移設問題として地主(約4万人)が契約更新に反対した場合、対応として

どういふ措置をとるか、要請措置として特別措置法(土地収用)附則を用いて

6ヶ月以内の間に使用するかどうかを決定する。

- 120の施設について ① 継続使用するか
- ② 自衛隊に移管するか ③ 返還するか

以上の5条件(必須)は、  
本施設の境界について

9  
自衛隊の整理をどうするかの問題が  
問題である。

(2) 沖縄には防衛施設局でなく支隊の  
設置が必要になるか(支隊の必要)

46年には人員が相当必要で、車や  
の設置が必要である(支隊の必要)  
加わりの

北に対しては、大蔵省は沖縄事務所を  
使ったことにより、沖縄の状況を示して

沖縄返還の際に、防務の問題は沖縄県  
の書記長(支隊)が、防務行政に

対防務について(支隊)。

わが国より  
(支隊) 防務問題と9程度の人員と  
作業が必要である(支隊)の  
こと(支隊)。

10  
沖縄返還の件は早くも(支隊)が  
6.30日の休戦期間(支隊)。

は、退却部隊の(支隊)効果的である(支隊)  
防衛局長官の(支隊)で(支隊)から(支隊)

予備の(支隊)結果(支隊)、(支隊)東京(支隊)  
の(支隊)を(支隊)して(支隊)。(支隊)

7.12。

(中島)の(支隊)施設局(支隊)に(支隊)復元  
補償(支隊)に(支隊)米(支隊)10-10-10(支隊)  
の(支隊)施設局(支隊)の(支隊)に(支隊)して(支隊)

施設局(支隊)の(支隊)行政(支隊)が(支隊)米(支隊)軍(支隊)例(支隊)  
の(支隊)に(支隊)して(支隊)

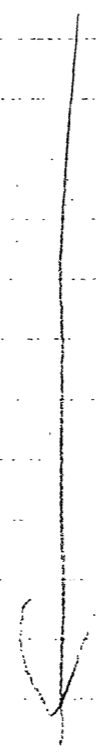
に(支隊)照会(支隊)した(支隊)に(支隊)対し(支隊)返事(支隊)が(支隊)来て(支隊)いる(支隊)ので(支隊)  
あ(支隊)ら(支隊)で(支隊)送(支隊)付(支隊)する(支隊)答(支隊)え(支隊)た(支隊)。

中島(支隊)長(支隊)より(支隊)返還(支隊)の際(支隊)の(支隊)切(支隊)換(支隊)え(支隊)に(支隊)  
つ(支隊)いて(支隊)長(支隊)期(支隊)の(支隊)暫(支隊)定(支隊)的(支隊)指(支隊)導(支隊)の(支隊)指(支隊)導(支隊)が(支隊)長(支隊)期(支隊)に(支隊)

わたくしは"本土並"といふことを望む  
政治的(問題)がある。と述べ

22日に対し 補正案(何れ)を呈して  
ある。

(補正案の字務印長 中野(中野)さん)



(中) 補正案の字務印長(中野)の補正  
は本土並(中野)といふことを望む  
政治的(問題)がある。

(中) 会...  
(字務印長) ① 本土並(中野)の補正案  
は本土並(中野)といふことを望む

46年(中野)の補正案(中野)の補正案  
は本土並(中野)といふことを望む  
政治的(問題)がある。

現(中野)の補正案(中野)の補正案  
は本土並(中野)といふことを望む  
政治的(問題)がある。

原(中野)の補正案(中野)の補正案  
は本土並(中野)といふことを望む  
政治的(問題)がある。



経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、

経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、

経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、

経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、

経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、

経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、  
 経済的、中立的な建設は、

極 秘  
 無 期 限  
 部 内 導

事務局長 20  
 3 条 編 纂 長  
 2 法 規 課 長  
 アメリカ局長  
 参 事 官  
 安全保蔵課長  
 北米第一課

沖縄返還の措置・区域内題  
 (防衛施設庁との打合せ)  
 45. 6. 16  
 米 北一

6月9日(水) 慶友会館に於いて、本件に関する  
 防衛施設庁との打合せを南條(北一)が  
 司会を務め、議事要旨下記のとおり。

(出席者) 防衛施設庁 本部長 藤原、渡辺、倉田  
 課長、金井、近藤、田中、及川、香取、佐野

本件 4年北米第一課長、佐藤、藤原、有田、  
 米保、松田、荒谷、佐野、  
 中野、佐藤、有馬、藤原、佐野、佐藤

記

1. 富嶺防衛施設條例の「中絶」に於ける施設収容帰還の所定に於ける主要業務

と内題英、と題了のページ(別紙)を提示。これに帰還の内部の

施設(南緯)に限定して主要のものを述べたに於けるものと前置し。

補足説明として、次の2点を述べた。

(1) 各項目について特に優越地位と云ふことはない。

(2) 施設・区域の内部に於ける出入可通が最も初例と見られるが、演習場

あり。演習場は、~~陸軍~~通信施設(特にアンテナ回線の内部)、弾薬庫

既認操作地帯があり、これをとり了るべき複雑な内題がある。

2. 次に、別紙各項目について条との交換を所定に於ける。その施設條例の望む所と云うべき(北一巻)の交換に云うべし。

[内] 陸軍中絶に於ける147(24141)の施設・区域について、~~突撃・カ-42~~

合流を遂げる半例の施設を南緯に於ける(見直し)と云うべきか。本件は統計(外部)と云うべきか。

格勢との関連もあり、米例に近しいものは施設をとり了るべき可能地帯と云うべきか。

[答] 米国の海外基地、取得について

4  
予見制から云々の。毎年8-9月に予見出。  
翌年2-3月に CINCYPAC から発表し、5月

頃決りの概例を、逐量に検討し、  
同様の過程をとるようである。

① 予見制の概例を、逐量に検討し、  
同様の過程をとるようである。

② 予見制の概例を、逐量に検討し、  
同様の過程をとるようである。

③ 予見制の概例を、逐量に検討し、  
同様の過程をとるようである。

[問] 現在所載の予見制の内部にある check  
point を付し、自由に進めるようにすると

5  
この内容は経済委員会に取り扱  
すべきであるか。

[答] 意見書の中心を経済委員会に扱  
うべきか。本邦の経済状況に  
関係する。

この内容は経済委員会に扱  
うべきか。本邦の経済状況に  
関係する。

この内容は経済委員会に扱  
うべきか。本邦の経済状況に  
関係する。

この内容は経済委員会に扱  
うべきか。本邦の経済状況に  
関係する。

14年7月20日付の「防衛施設庁」の  
通知に「防衛施設庁」の通知に

「防衛施設庁」の通知に

3. 上の様子が（防衛施設庁）より、防衛施設

(3)の「防衛施設庁」の通知に「防衛施設

に「防衛施設」の通知に「防衛施設

に「防衛施設」の通知に「防衛施設

この通知に「防衛施設」の通知に「防衛施設

「防衛施設」の通知に「防衛施設

「防衛施設」の通知に「防衛施設

「防衛施設」の通知に「防衛施設

「防衛施設」の通知に「防衛施設

「防衛施設」の通知に「防衛施設

「防衛施設」の通知に「防衛施設

[Redacted text]

4. 最後の部分より、防衛施設へ「防衛施設」の一読  
14年7月20日。前項に「防衛施設」の事項が

「防衛施設」の通知に「防衛施設」の通知に

「防衛施設」の通知に「防衛施設」の通知に

「防衛施設」の通知に「防衛施設」の通知に

「防衛施設」の通知に「防衛施設」の通知に

（防衛施設）の通知に「防衛施設」の通知に  
「防衛施設」の通知に「防衛施設」の通知に  
「防衛施設」の通知に「防衛施設」の通知に

取扱注意

沖縄における施設権 復帰  
するに際しての主要業務との関係

1. 基地の整理統合

米軍の使用の必要性、住民生活に与える影響等を考慮し、米軍施設の敷地規模等について検討し、米側に提供すべき施設及び区域（水域を含む。以下同じ。）の範囲等を決定する必要がある。

- (1) 施設区域の策定推移は、住民に与える影響が大きいので施設区域とするに方針が定まるまで慎重を要する必要がある。
- (2) 施設区域を整理統合し提供すべき施設区域については個々にその名称、使用条件、範囲等を定める必要がある。その作業を行うため特別作業班を設置する必要があるのはないか。
  - ① 準備委員会下部機構とすべきか。
  - ② 日米協評委員会下部機構とすべきか。
  - ③ 構成メンバーはどうか。

(3) あるいは、昭46年7月22日に、日米協評委員会に施設区域について合意に達する必要があるのはないか。

(4) 合意に達しない施設については、11月4日保留

施設と親けることについて。

2. 施設及び区域の提供

復帰後引き続き米軍が使用する必要がある施設及び区域は、原則として地位協定に定める手続に従って提供される必要がある。

- (1) 施設区域の提供については復帰日にはおいて閣議決定がなされる必要があるのはないか。
  - この場合、次のような手続が必要である。
  - ① 提供に關する日米合同委員会合意
  - ② 次官合意と閣議案議手続
  - ③ 防衛施設庁告示準備
  - ④ 制限水域に關する農林大臣との協議
  - ⑤ 漁船の操業制限に關する總理府告示準備
- (2) 施設区域の提供に關し、地位協定に定める手続と、おそれのない施設については返還協定に於て取扱いは定むる必要がある。
  - ① 地位協定に定める手続の範囲をどう考えるか。
    - a 日米合同委員会における合意
    - b 現地に於ける施設及び区域の策定取り極め
  - ② 日米合同委員会の合意の内容をどう考へ

るか。

施設名、所在地名、所有区分種、使用条件は最大限必要ではないか。

③ 日米合同委員会の承認並びの系統を迅速に行なうため、整理準備委員会の意見を基礎とする等、たんなりの方針を講ずる必要はないか。

(3) 水道、ガス、電力設備等のいわゆる社会資本が、帰還後も米軍が使用する必要があるものについての取扱いをどうするか。

- ① 米軍が専用するもの
- ② 民間に使用せしめるもの

(4) 一般の通行が認められる道路については、施設区域の一部として処理をどうするか。

(5) 水域を指定する場合には、関係都道府県知事の意見をきかなければならないか、どう処理するか。

(6) 本土におけるイヌメト地区に相当する部分についての取扱いをどうするか。

(6) いわゆる「既設耕作地」の取扱いをどうするか。

① 施設区域の一部とある必要のないものについては、極力整理をすべきではないか。

② 施設区域として必要のあるもの「荒耕

を続ける必要があるものについては、必要に感じ、正式の系統を許可せしめるべきではないか。

④ この場合、共同使用の系統については、区正協正又は他の取扱いにより包括的に処理するとはどうか。

### 3 自他隊施設の取得

在琉米軍基地のうち、自他隊が帰還後使用する必要がある施設の範囲等を決定する必要がある。

(1) この策定推移は、住民に大きな影響を及ぼすので、慎重に検討する必要がある。

(2) 施設区域の範囲等を決定する場合と同様、特別作業班において作業をする必要があるのではないか。

(3) おおくと、昭和46年7月までは、決定する必要があるのではないか。

### 4 返還

(1) 帰還時に返還される施設については、その返還は地位協定に基かたものではないので、その取扱いをどうするか検討する必要がある。

- ① 返還財産は、所有区分にかかわらず、一括日本政府に帰属するか、この場合、日本政府の代表はどの官庁か。
- ② 公有財産、準公有財産、私有財産と分けることは、各々の帰属管轄はなにか。
- ③ 返還運送により、引渡し完了後、使用を許す場合の施設の管理機関を定める必要があるとはなにか。

(2) 復帰後米軍が使用した施設で、復帰時に撤去、返還可能な場合にあり、猶予期間を定めることはどうか。返すとした場合、その期間をどうするか。

5 施設及び区域の範囲等の確定

- (1) 施設及び区域の境界の確定及び施設区域内の所有区分面積等は、暫定的に米軍保有の資料を引継ぐこととするのはどうか。
- (2) 懸念耕作地の境界は測量を策定することはどうか。

6 使用権の取得

復帰と同時に、土地等について総合的に使用し得るよう、その使用権を得る必要がある。

- (1) 旧国有財産については、天賦有との由に使用承認の手続を行おうとせず、指定するにせよとせよとどうか。この場合、国有財産審議会が審議は有難がる方法が講ぜられたいか。
- (2) 旧沖縄学術地については、琉球政府が復帰と同時に沖縄県となることを前提に、施政権復帰を停止条件とする貸貸借契約を締結することとせよとどうか。
- (3) 私有地については、これら中の土地の権利者との由に、施政権復帰を停止条件とする貸貸借契約を締結することとせよとどうか。
- (4) 契約締結にあつては、借料算定基準、契約方式、補償と理事等に対する方針の決定等を事前に解決しておく必要がある。このため、可及的速やかに、琉球政府、米軍、米軍、地主、連合会等と協議調整する必要があると考へられるかどうか。

(5) 米軍の貸借借契約又は強制収用により取得した使用権を日本政府が承継するに当たっては

- ① できるかどうか
- ② できるとしてその適格性かどうか等の問題がある

(6) 施政権下において日本政府が土地等の権利者と貸借借契約を締結するに当たってはどうか。

(7) 契約にないような場合の措置として現行特措法附則第二項と同趣旨の立寄措置を新法に盛り込むに当たってはどうか。その場合使用権の設定期間をどうするか。

(8) 強制使用、収用する場合においては所有者等に対する事前協議が不要とすべき。施政権下において、国の公的権限を行使するに当たってはどうか。

(9) 所有者不明の土地に対して、法定使用権を設定するに当たってはどうか。

その場合使用権の設定期間をどうするか。

## 7. 補償等の債務の処理

補償等の債務については、純粋に清算論上の問題と、政策的処理の観点から慎重に検討する必要がある。

(1) 返還措置の効力発生の日には返還地においてかかる補償等については、米側のみに処理せしめるに当たってはどうか。

① 譲渡にかかるものについては、布合に当たっては思存金処理を行なうに必要とあるに付どうか。

② 譲渡後においては貸借借契約等により貸借料を得ているという理由はどうか。

③ 比較的遅延のため返還からあつた施設についても同一処理をすべきであると考えられるにどうか。

(2) 復帰後引き続き米軍に使用される施設（前記③の場合）にかかる補償等については、復帰後にその原因の発生したものの



については米倒れについて処理させることはどうか。ただし、繰元補償については日本倒れについて処理させることはどうか。

- ① 原因者負担の原則を理由とするのはどうか。
- ② 繰元補償については、現実的処理として、原因者負担の原則の例外とするのはどうか。

### 8 土地問題について

沖縄における土地問題には、かなり複雑な問題が存在しているか。殆ど大部分が法務省の所管であるとされている。しかし、施設区域の今後の処理については、土地問題の帰趨が重大な影響を与えるので、法務省と農林省を連絡協議をすすめる必要がある。

- (1) 米軍の認定した所有権は、これをその現民法上の所有権とするかどうかが。
- (2) 登録残地の土地、所有者不明の土地、市町村非細分土地等があるか。これらの土地の取扱いはどうするか。
- (3) 基地内における土地調査については、どのような方法を講ずる必要があるのか。

また、その調査結果については、その実質的確定力を与える等の措置が必要ではないか。

- (4) 土地所有権の取得時効に關する特別措置については、近く有人のみのような措置と必要とするのではないか。
- (5) 不法使用とされている部分については、後述までに解決をはかる必要があるのではないか。解決をみるに足らない場合の処置はどうか。
- (6) 國有地のうち、旧軍が買収したものに關して、旧總勸業法に對して返還の要求があるか。その取扱いはどうか。
- (7) 米軍の埋立てた土地についての取扱いはどうか。
- (8) 地籍調査の結果変動しているもの（所在、数量、所有者、地目等）については、これに伴う諸問題をどうするか。
- (9) 米軍に割り当てられた土地の干渉等の取扱いはどうか。

### 9 その他

- (1) 軍用地にかかる借料の米現金のうち、米割に米返戻となっている分の取扱いはどうなるか。
- (2) 米軍が直接貸借契約を締結して使用している物件について、その取扱いはどうなるか。

150313

郵 丹波事務官 決

御 9/9/41 → アメリカ局長  
参事官

乞 再回 → 北米第一課

沖縄の土地問題に関する資料  
について

(昭 25. 4. 25)  
米 北 1

4月16日 本件に関する防衛  
施設方との会議において 当方より 本件  
資料を要本致ししたが、この度 芝方より  
別添資料を送付越しただので、御高隨  
に供します。

条約課 法務課 定海課 についで 送付あり。